

改正健康増進法及び東京都受動喫煙防止条例の施行に伴い、屋内は**原則禁煙**です。従業員も含めて望まない受動喫煙を防止しましょう。



飲食店って店内は禁煙でしょ？

うん、屋内は**原則禁煙**だよ

でも、お客様の中には愛煙家の方も…
お店の外に灰皿を置いて吸ってもらうのは
いいかしら？



飲食店店主



禁煙さんちゃん

喫煙を禁止されていない屋外でも配慮義務があるよ！

喫煙を禁止されていない場所で喫煙をする場合や、喫煙を禁止されていない場所に喫煙場所を設置する場合でも、周囲に受動喫煙を生じさせないように配慮する義務があります。例えば、**人通りの多い歩道に面して喫煙場所を設置することは、歩行者が受動喫煙に遭う可能性が高いことから不適切**です。店先における喫煙について苦情が寄せられることも多いためご注意ください。

なお、路上喫煙については、区市町村が独自に喫煙ルールを定めている場合があります。詳しくは、所在地の区市町村にご確認ください。



詳しくはこちら

とうきょう健康ステーション

受動喫煙防止対策の情報を発信しています。

東京都受動喫煙防止条例

検索

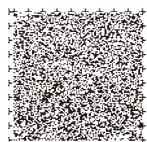


東京都受動喫煙防止対策相談窓口

もくもくゼロ

0570-069690

平日9:00～17:45 ※通話料がかかります。



【この記事に関する問合せ先】企画調整課 企画調整担当

2023年11月発行 登録番号(5)3

編集・発行 東京都多摩立川保健所 企画調整課 企画調整担当
東京都立川市柴崎町2-21-19 ☎042-524-5171 (代表)

印刷 システム印刷株式会社
東京都日野市高幡1012-13

東京都



リサイクル適性[®]

この印刷物は、印刷用の紙にリサイクル材を使用しています。
また、石油系顔料を含まないインクを使用しています。